

企業の健全な事業活動を

法の力で支えるための情報発信

弁護士法人
JH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士
伊藤一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第14号
～従業員への未払い賃金を放置していませんか？～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～従業員から未払い賃金を請求された際の適切な対応とは？～

【②9月開催セミナーのご案内】

【③当事務所の活動実績 Vol.1】

【④当事務所の活動実績 Vol.2】

【⑤編集後記】

①最新トピックの解説

～従業員から未払い賃金を請求された際の適切な対応とは？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今回は未払い残業代に関する情報をお届けいたします。

サカイ引越センターの元作業員兼ドライバーの3人が、賃金制度が不当であるとして、8月9日の判決で計約1570万円の支払いを命じられました。

サカイ引越センターでは、作業量などに応じた「出来高払い制」を中心とした賃金制度をとっていましたが、基本給が月6万～7万円程度で、大部分は「業績給」などと呼ばれる扱いの手当となっていました。

今回の事案では、もともとの賃金制度に問題があったことで、従業員から未払い残業代請求をされることになりました。皆様の中には賃金制度を一度も変更していない方もいらっしゃるのではないかでしょうか。

そこで今回は未払い残業代における事前予防策や請求された際の対応におけるポイントについてお伝えさせていただきます。

◆未払い残業代における事前予防策

①適切な就業規則・雇用契約書の作成

就業規則、雇用契約書で予め賃金規定を明確にすることで、未払い残業代請求を未然に防ぐことが可能です。作成後、一度も変更していない場合や、法改正の内容を反映していない場合は、給料体系や就業規則、時間管理など制度自体に不備がないか見直すことが必要になります。

②労働時間の管理

2019年4月1日から施行された労働安全衛生法では、労働者の健康管理の観点から労働時間の把握が義務化されています。また、タイムカードによる記録やパソコン等の使用時間の記録などの客観的な方法で、使用者は労働者の労働時間の状況を把握する必要があります。従業員の自己申告による未払い残業代の請求の際に、使用者の管理体制の有無が重要になるため、勤怠管理のルール化、システム化がまだお済みでない場合は一度検討されることを推奨いたします。

◆請求された際の対応におけるポイント

未払い残業代請求は労働審判や訴訟にも発展する可能性があるトラブルですので、初動対応が重要になります。

したがって、主に以下の手順を迅速かつ慎重に意思決定を進める必要があります。

- 1.マネジメント層や顧問弁護士がいる場合は顧問弁護士へ報告
- 2.請求に該当する期間について、総務・人事部門に勤怠状況を確認
- 3.請求者の業務状況・職務内容を上長に確認
- 4.請求者が主張する未払い残業代の事実確認

事実確認時には、「支払義務が消滅しているか」、「主張内容が適正であるか」、「就業規則、雇用契約書の内容と一致しているか」等について注意することが重要です。

また、初動対応で実施してはいけない事項として、従業員からの請求を対応せずに放置する、請求された通りに直ぐ支払うことが挙げられます。放置した場合には、未払分に追加して付加金と呼ばれる制裁金を支払う必要が出てくる場合があります。また、従業員に言われるがまま支払ってしまうと、本来支払う必要がなかった範囲の金額まで支払ってしまうリスクがあります。

◆ おわりに

いかがでしたでしょうか。

近年、従業員の権利者意識が高まっていますが、多くの中小企業では労働環境が十分に整備されているとは言いがたい状況です。未払い残業代請求への対応よりも、未払い残業代自体が発生しないように就業規則の整備や

職場環境の改善を実施する方が、高い費用対効果を見込むことが可能です。

未払い残業代請求の消滅時効が2020年4月1日より2年から3年に改正されたこともあり、企業のリスクがより高くなっています（将来的には時効が5年になる可能性もあります）。従業員の賃金制度に関して、少しでもご不安がある方はぜひ一度ご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

② 9月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

企業法務に強い弁護士が解説！

労務問題対応解説セミナー

問題社員対応【各論】

2023 9/26(火)
15:00 - 16:00

参加無料

オンライン開催



弁護士
伊藤一星



弁護士
石塚惇史



弁護士
大熊拓亮

[セミナーのお申込みはこちら](#)

【セミナー概要】

- テーマ：問題社員対応【各論】
- 日時：2023年9月26日（火）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤一星、同弁護士 石塚惇史、同弁護士 大熊拓亮

【セミナー内容】

企業にとって“問題社員”を放置することは、他の社員にも悪影響を及ぼすため早急な対応が肝要です。

問題社員の中でも、能力不足型の社員、会社の指示に従わなかったり協調性がなかったりする勤務態度不良型の社員など様々な類型がありますが、それぞれの類型別に対応策を講じることが必要です。また、社員から残業代を請求をされた場合は早期の対応が極めて重要となります。

このような労務問題に対してどのように対応すべきかを60分で分かりやすく弁護士が解説します。栃木県内の経営者様が経営に専念できる環境を整備できるよう、60分で分かり易く解説いたします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

[セミナーのお申込みはこちら](#)

③当事務所の活動実績 Vol.1

【下野新聞Aspoに取り上げていただきました！】

下野新聞Aspoでは、創刊1000号を記念して「～最前線で活躍する女性たち～トチギの女性のチカラ」と題した特集が組まれておりますが、そちらの特集に弊所の関口久美子弁護士のインタビュー記事が掲載されました。

弊所では働く所員24名中16名が女性であり、今後も女性が活躍できる職場環境作りに取り組んでいければと思っております。



④当事務所の活動実績 Vol.2

【人を大切にする経営学会の全国大会に登壇しました！】

弊所の代表の伊藤一星弁護士が、9月10日に立教大学で行われた人を大切にする経営学会の全国大会の分科会にて「EAPを通じた従業員満足度の向上～弁護士が身近な社会の実現を目指して～」と題した講演をさせていただきました。多くの方にご参加いただきとともに、共感や励ましのお言葉をいただき、EAP（従業員支援プログラム、Employee

Assistance Program) が社会に必要とされているサービスであることや、弁護士が身近な社会の実現が求められていることも改めて感じました。



弊所では、これからもEAPを通じて地元企業の従業員の法的課題を解決することで地元企業や地域経済の発展に貢献して地域社会のインフラとしての役割を果たすとともに、弁護士が身近な社会の実現を事務所として目指していければと思います。

◆従業員支援プログラム（EAP）の概要

- ・会社と当事務所がEAPの契約を結ぶことで、従業員や役員、その家族は弁護士による無料法律相談をいつでも受けることができます。
- ・法律に関するご相談やお悩み事であれば相談は何でもOKです（ただし会社を相手にする相談など利益相反に関する相談は受けられません）。
- ・誰が相談したかや相談内容は会社には開示しません。

◆導入企業の従業員にとってのメリット

- ・私生活上の法律問題について無料で気軽に弁護士に相談することができる
- ・家族の法律相談にも乗ってもらえる
- ・弁護士に相談することで解決への糸口がつかめる

◆導入企業にとってのメリット

- ・従業員が仕事に専念できることによる生産性向上
- ・従業員満足度向上（→優秀な人材の確保と定着、離職率低下、ひいては顧客満足度向上）
- ・従業員やその家族の会社に対する信頼感や地域の評判の向上

◆こんな会社におすすめです！

- ・優秀な人材の確保や定着に興味がある
- ・離職率低下を実現したい
- ・従業員満足度を上げたい
- ・従業員のウェルビーイングを実現したい
- ・従業員の働きやすい職場環境を整備したい
- 従業員のワークエンゲージメントを高める！

◆こんな経営を目指す会社におすすめです！

- ・人を大切にした経営
- ・人的資本経営
- ・健康経営
- ・S D G s 「働きがいも経済成長も」「すべての人に健康と福祉を」
→企業価値の向上に活かせる！

[弁護士EAP協会](#)

[新聞記事（産経新聞栃木版）](#)

[弊所のEAPのご案内](#)

⑤編集後記

少しずつ暑さが和らぎ始め、過ごしやすい季節になってきましたね。

LRTが開業し約2週間が経ちますが、弊所は東宿郷停留所のすぐ目の前にあるため、多くの方がLRTを日々利用されているのを見かけます。

また、LRT沿線エリアの新築住宅に関する問い合わせは、前の年と比べておよそ6倍に増えていて、宇都宮市の他のエリアと比べても圧倒的とのことで、宇都宮の発展の兆しが見えてきたように思います。

皆様も、JR宇都宮駅東口にお越しになる機会がありましたら、是非ご利用してみてください。

今月も最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひいたします。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分



企業法務の 相談はこちらから



宇都宮の法律事務所による 従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働く

環境整備サポートのご相談はこちらから



宇都宮の弁護士による 資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた

資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】[こちら](#)

【Facebook】[こちら](#)